

後きなき親 業事支援

障がいのある子を持つ親や
ひきこもりの子を持つ親にとって
気掛かりなのは
自身のなき後のこと。

財産管理

遺産相続

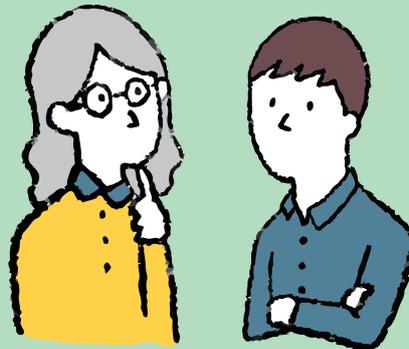
住まいと
住まい方

老後の生活

「親なき後の備え」
一緒に考えませんか？

葬儀
納骨
手続き…

サービス
利用手続き





モヤットさん親子

将来はどうなるんだろう？
まあ、その時考えよう



将来のことがイメージできない

- 外出する機会は少なく、子は親以外の人と話す機会がほとんどない。
- 将来のことについて親子で話すことはない。問題を先延ばしにしている。

「親なき後支援事業」を利用した

スッキリさん親子

将来への準備は完了
困った時は相談できる！



専門員

相談をお受けして
適切な支援計画を
作成します。



将来、安心して暮らしたい！

- 将来について親子で一緒に考えることができている。
- 親が亡くなった後も毎月の生活費を小分けにして子に送金してもらえるようにしているので、将来の生活費の確保やお金の使い過ぎの心配がない。
- 親が亡くなった際の葬儀や役所への届け出、難しい遺産分割協議や金融機関の手続きなどの心配がない。
- 親が亡くなった後の生活面のサポート体制が準備できているので、子の将来の生活に不安がない。
- ご近所とのつながりができて、親も子もちょっとした困りごとが相談できるようになった。
- 専門員が定期訪問してくれるので親も子も困りごとを気軽に相談できる。

2

親なき後

体調の変化
生活資金の不安



3

子の老後

認知症の疑い
施設入所



4

子の最期

死後事務



契約ごとには言われるままだまにしている

- 親が他界。両親の終活について何も知らない。死後事務など決めるべきことが多く不安でいっぱい。
- 高額ローンを契約してしまい親の遺産が少なくなっていく。
- やりたいことはあるけどどうしたら実現できるかわからず家にこもりがちになっている。

介護のことはわからない

- 生活に不便さを感じるがどこに相談したらいいのかわからない。
- 一人での買い物や銀行・役所の手続きが難しくなってきた。

最期はなるようになる？

- 外で倒れて入院した。もし家の中だったら誰も助けてくれない。
- 自分が亡くなった後の手続きは気になるが、どうすればよいのかわからない。

やりたいことを実現したい！

- 親が他界。死後事務委任契約により諸手続きを手伝ってもらい、両親が望む形で見送ることができた。
- 生命保険の定例交付が開始。事前に約束した金額が小分けされて振り込まれるので安心。
- ご近所さんが気にかけてくれて台風などの災害時にも心強い。
- 支援員が定期訪問してくれるので、困りごとを気軽に相談できる。

老後も豊かに暮らしたい！

- 自分で判断することに自信がなくなった際は成年後見制度を利用できるよう準備している。
- 支援員から必要に応じてアドバイスをもらいどのように過ごしたいかを定期的に話し合っている。

支援員

契約内容に従って定期的に訪問。生活のサポートをします。



最期まで自分の人生は自分で決めたい！

- 緊急時のことや亡くなった後の手続きは死後事務委任契約で事前に決めている。
- 最期まで安心感があれば前向きな気持ちで生きていける。

親子の困りごとには、頼れる支援がこんなにあります！

困りごと

支援策

親



ご自身のこと



認知症などによる判断能力低下
介護サービス利用
施設入所の手続き
死後事務

- 日常生活自立支援事業により金銭管理や福祉サービスの利用援助を行います。
- 法人後見事業により、意思決定をサポートします。
- 死後事務委任契約により、自分らしい最期を迎えられるようにサポートします。

子



住まいのこと



住まいの確保
持ち家の管理
施設入所の手続き

- 居住支援法人事業等による不動産業者とのネットワークで住み替えなどをサポートします。

子



生活のこと



食事の確保
生活用品の買い物
クーリングオフ制度などの利用手続き
郵便物の管理
季節に合った服装や衣替え
習い事や趣味の継続・旅行の手配
医療サービスなどの利用・苦情の手続き
判断能力低下時の後見等開始申立て

- 親なき後支援事業の身上保護サービス等により、安心して日常生活が送れるようにサポートします。
- 判断能力低下時には、後見等開始申立てを行い、法人後見事業等でサポートを継続します。

子



お金のこと



預貯金の払い戻し・預け入れ
現金の管理
各種支払い
施設預け金の出納管理
生活保護に関する手続き
年金に関する手続き

- 日常生活自立支援事業等の金銭管理サービスにより、日常の金銭管理をサポートします。
- 判断能力低下時には、後見等開始申立てを行い、法人後見事業等でサポートを継続します。

親なき後 支援事業

＜生命保険信託の仕組み＞と＜身上保護サービス＞
の二つを組み合わせることで
「お金のこと」も「日常生活」も支援します。

- ◎保険会社の申込み要件に該当する方が本事業の対象となります。
- ◎親・子どもに契約能力を有する方が本事業の対象となります。

1 支援の流れ

契約までの支援

初回相談

まずは抱えていらっしゃる**心配ごと**について
お話を伺います。

支援プランのご提案とその契約

聞き取りした情報をもとに、
福祉・法務・金融の各専門家と
最適な支援プランを検討・ご提案します。

法務 福祉

- 親の遺言作成について
- 子の身上保護について（日常生活のサポート）
- 子の金銭管理について

金融

- 親の生命保険契約について
（保険金額・保険料）
- 親の信託契約について
（保険金の支払い方など）

法務 福祉 ※任意

- 親の死後事務委任契約について
（葬儀・納骨・家財処分など）

運営審査会による監督

不正を防止したり、適切なタイミングで
成年後見制度への移行を検討したりします。

意思決定支援

情報シート

抱えていらっしゃる**心配ごと**や
基本情報をシートにまとめます。

福祉



思いをつなぐノート

親と子の**思い**について
ノートにまとめていきます。

それぞれの項目を一緒に考えながら
ゆっくり書き進めていきましょう。

↓
親と子の思いを
その後の訪問支援に
活かしていきます。

わからないことは
各専門家と一緒に
考えていきましょう

契約後

専門員の定期訪問

3か月に1回、専門員が訪問します。
困りごとがある時は気軽にご相談ください。

親なき後

支援員の定期訪問

親なき後は**身上保護サービス**開始。
月2回、支援員が訪問します。

2 仕組みのイメージ

①親の遺言作成や死後事務委任契約などをコーディネート

②生命保険信託の契約

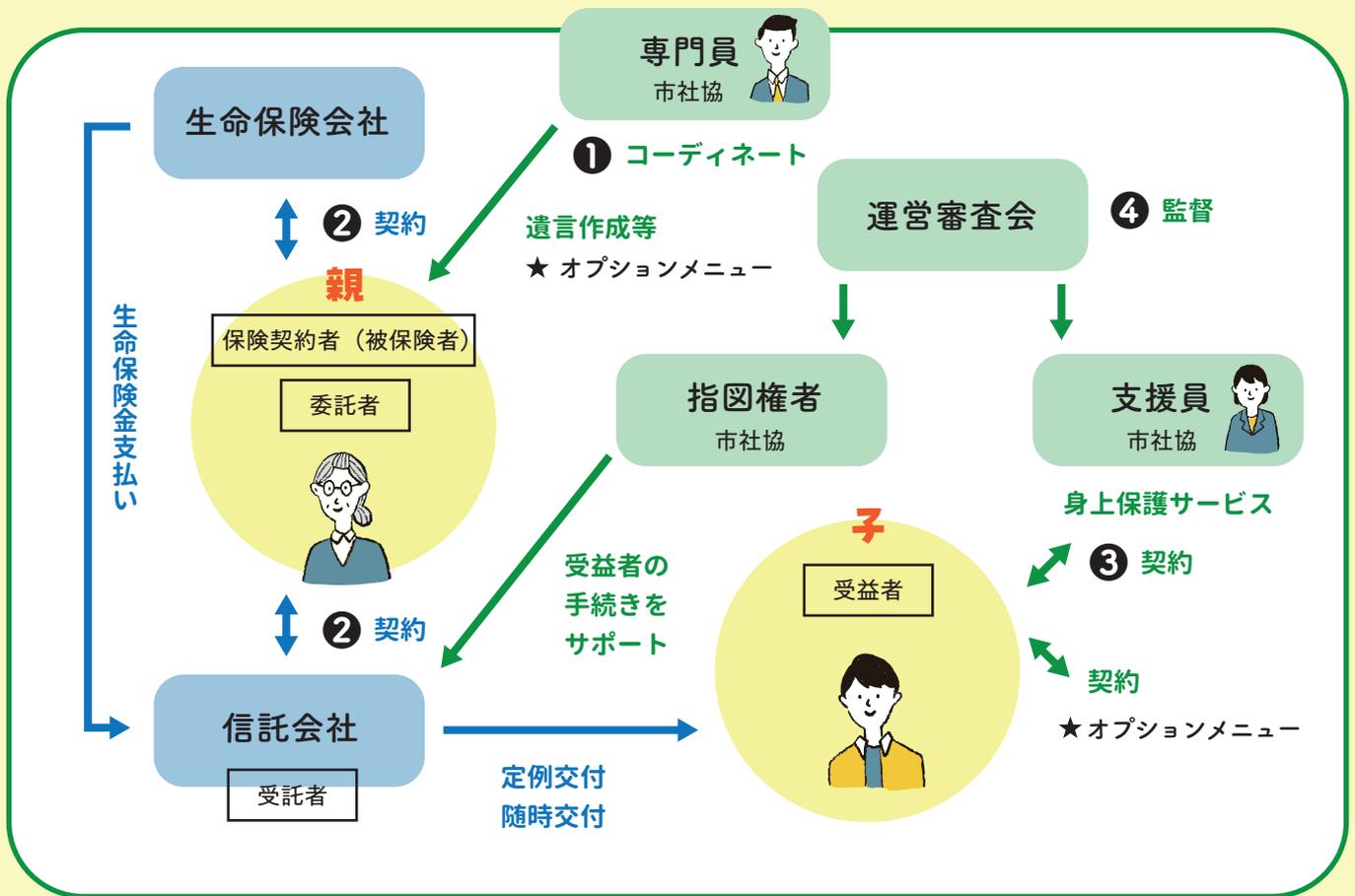
親が生命保険信託の契約を交わし、保険金の支払い方を決めます。親が亡くなった場合、生命保険金は事件・事故の防止のために信託会社が預かり、子に生活費として定期的に小分けにして支払っていきます。

③「身上保護サービス」の契約

親なき後は支援員が子のもとに定期訪問し子の身体・精神状況を確認してケアします。

④運営審査会による監督

法務・福祉・医療の専門職や当事者により構成される運営審査会を設置し、不正を防止したり、適切なタイミングで成年後見制度への移行を検討したりします。



★ オプションメニュー

死後事務委任

金銭管理サービス

居住支援

福祉・介護サービス
利用援助

3 利用料金

親の生前	年会費 10,000 円 (税別) / 年	3 か月に 1 回、専門員が訪問します。
親なき後	身上保護サービス 3,000 円 (税別) / 訪問 1 回	1 か月に 2 回、支援員が訪問します。

保険契約には別途保険料が発生します。その他、選んだ支援内容に従って料金が発生します。

4 契約の例

お子さまがお一人の場合や、お子さまに兄弟姉妹がいらっしゃる場合などさまざまなケースに合わせて、話し合いながら支援プランを作成します。



子が一人の場合

		母	子(本人)
①	遺言作成	○	-
②	生命保険契約	○	-
	信託契約	○	-
	受益者の指定	-	第一受益者
③	身上保護サービス利用契約	-	○
★	金銭管理サービス利用契約	-	任意
★	死後事務委任契約	任意	任意

★ オプション



子に兄弟姉妹がいる場合
※第二受益者の指定は任意です。

		父	母	子(本人)	兄弟姉妹
①	遺言作成	○	○	-	-
②	生命保険契約	○	○	-	-
	信託契約	○	○	-	-
	受益者の指定	-	-	第一受益者	第二受益者 [※]
③	身上保護サービス利用契約	-	-	○	-
★	金銭管理サービス利用契約	-	-	任意	-
★	死後事務委任契約	-	-	任意	-

★ オプション

親なき後を支援する 福岡市社会福祉協議会の様々な取り組み

終活サポートセンター



相続・葬儀・家財処分・終末期医療・介護・権利擁護・死後事務など、終活に関して多岐にわたる不安や相談に総合的に対応するほか、出前講座などの啓発活動を行います。

ずーっとあんしん安らか事業



あらかじめ預託金をお預かりして、契約した方が亡くなった時に、預かった金額内で葬儀・納骨・公共料金などの精算や家財処分などを行います。

やすらかパック事業



毎月定額の利用料金をお支払いいただき、契約した方が亡くなった時に、直葬・納骨・家財処分・役所の手続きなどを行います。

あんしん生活支援センター

判断能力の低下により日常生活に不安がある方に向けて、福祉サービスの利用援助や日常金銭管理などの支援を行います。法的な権限により、本人の財産を守る必要がある場合は本会が成年後見人等として支援（法人後見事業）を行うこともあります。

住まい・まちづくりセンター

住み替えでお困りの方を対象に、協力店や、生活支援を担う団体と連携して、安心して住み続けられる住環境をコーディネートします。

福岡市成年後見推進センター（福岡市委託事業）

認知症や知的障がい・精神障がいなどで判断能力が不十分となり、お金の管理や生活に必要な契約、手続きが難しくなった方に代わって、法的な権限を持って支援する「成年後見制度」の普及・啓発を行い、相談に対応します。

福岡市社会福祉協議会 終活サポートセンター

福岡市中央区荒戸 3-3-39 福岡市市民福祉プラザ3階

TEL 092-406-0168 FAX 092-406-0169

【受付時間】月～金 9:00～17:00（祝日・年末年始除く）

